（定期安全管理検査）

第五十九条　法第五十五条第一項の主務省令で定める電気工作物は、蒸気タービン本体及びその附属設備であって、次の表の上欄に掲げる電気工作物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる機械又は器具とする。ただし、非常用予備発電装置に属するものを除く。

電気工作物の種類	機械又は器具
蒸気タービン本体	タービン本体、主要弁、復水器及び管
蒸気タービンの附属設備	熱交換器、冷却塔、給水ポンプ、管、蒸気だめ、安全弁及び逃がし弁

2　法第五十五条第一項の主務省令で定める発電用原子炉及びその附属設備は、原子炉本体、原子炉冷却系統設備、計測制御系統設備、燃料設備、放射線管理設備、廃棄設備、原子炉格納施設、排気筒、補助ボイラー及び非常用予備発電装置とする。

第六十条　定期事業者検査は、次に掲げる時期に行うものとする。

一　特定電気工作物についての次条第一項第一号及び第二号並びに第二項に掲げる方法による定期事業者検査にあっては、第五十三条又は第五十四条の規定により定める当該特定電気工作物に係る特定重要電気工作物が定期検査を受けるべき時期

二　特定電気工作物についての次条第一項第三号に掲げる方法による定期事業者検査にあっては、運転が開始された日又は直近の定期検査が終了した日から次回の定期検査を開始する日までの期間において六月を超えない時期ごと

2　特定電気工作物についての次条第一項第一号及び第二号並びに第二項に掲げる方法による定期事業者検査であって、当該定期事業者検査を行うことにより原子炉の運転時における原子力発電工作物の保安の確保に支障をきたさないもの（定期検査を受けるべきものを除く。）にあっては、前項第一号の規定にかかわらず、同号に掲げる時期よりも前の時期に行うことができる。

3　次に掲げる場合にあっては、第一項の規定にかかわらず、経済産業大臣及び原子力規制委員会が定める時期に定期事業者検査を行うものとする。

一　使用の状況から第一項に規定する時期に定期事業者検査を行う必要がないと認めて、経済産業大臣及び原子力規制委員会が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。

二　災害その他非常の場合において、第一項に規定する時期に定期事業者検査を行うことが著しく困難であると認めて、経済産業大臣及び原子力規制委員会が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。

4　前項各号の承認を受けようとする者は、様式第十七の定期事業者検査時期変更承認申請書に使用の状況を記載した書類を添えて、経済産業大臣及び原子力規制委員会に提出しなければならない。ただし、前項第二号の承認を受けようとする場合には、当該書類を添付することを要しない。

第六十一条　定期事業者検査は、次に掲げる方法で行うものとする。

一　開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法

二　試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法

三　各部の損傷、変形、摩耗等による異常の発生の兆候を作動している状態で確認するために十分な方法

2　前項に規定するもののほか、定期事業者検査は、一定の期間を設定し、当該特定電気工作物がその期間が満了するまでの間法第三十九条第一項に規定する技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。

3　前項の一定の期間は、次の各号に掲げる事項を考慮して設定しなければならない。

一　特定電気工作物におけるこれまでの点検、検査又は取替えの結果から示される有意な劣化の有無及び有意な劣化がある場合にはその劣化の傾向

二　特定電気工作物の耐久性に関する研究の成果その他の研究の成果

三　特定電気工作物に類似する機械又は器具の使用実績（当該特定電気工作物との材料及び使用環境の相違を踏まえたものに限る。）

4　第二項の一定の期間（第五十三条第二項の特定重要電気工作物に係るものに限る。）は、十三月以上としなければならない。

5　第二項の一定の期間（第五十三条第二項の特定重要電気工作物に係るものに限る。）は、定期検査の開始する日の三月前までに設定しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。ただし、短縮を内容とする変更については、この限りでない。

第六十二条　定期事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　検査年月日

二　検査の対象

三　検査の方法

四　検査の結果

五　検査を実施した者の氏名

六　検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

七　検査の実施に係る組織

八　検査の実施に係る工程管理

九　検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項

十　検査記録の管理に関する事項

十一　検査に係る教育訓練に関する事項

2　定期事業者検査の結果の記録は、その特定電気工作物が廃棄された後五年が経過するまでの間保存するものとする。

第六十三条　法第五十五条第三項の主務省令で定める原子力を原動力とする発電用の特定電気工作物は、発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令（昭和四十年通商産業省令第六十二号。次項の表において「省令」という。）第二条第十六号に規定するクラス1機器に属する容器及び管（フランジその他の接合部及びシール部並びに蒸気発生器伝熱管を除く。）並びに炉心支持構造物（炉心シュラウド及びシュラウドサポートに限る。）とする。

2　法第五十五条第三項の規定により、次の表の上欄に掲げる事項に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる方法により、評価を行う。

評価事項	評価方法
一　省令第九条の二の規定に適合しなくなると見込まれる時期	次の各号により当該特定電気工作物ごとに評価を実施する。 一　定期事業者検査により確認したき裂、孔その他の損傷（以下「き裂等」という。）の発生原因を推定するとともに、き裂等の形状及び大きさを特定すること。 二　前号で特定したき裂等の形状及び大きさに基づき、所定の期間を設定して、その期間におけるき裂等の進展を予測すること。 三　前号の予測どおりにき裂等が進展したと仮定したとき、省令の規定に適合しなくなると見込まれる時期を求めること。
二　補修等の措置の内容	前号の下欄に掲げる評価方法により評価した結果、補修等の措置を講じる必要があるときには、その時期、範囲及び方法が適切であること。